

# 生活福祉資金 のご案内

[令和5年8月現在]

## 1 総合支援資金

失業や収入の減少などによって、生活全般に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのための資金です。

## 2-1 福祉資金 福祉費

福祉機器購入、住宅改修、結婚、出産、葬儀、引越、障害者世帯の自動車購入等、日常生活を送る上で一時的に必要な経費のための資金です。

## 2-2 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合の資金です。

## 3 教育支援資金

高校、短大、専門学校、大学への就学に際し、入学金、制服等の経費、授業料、通学定期代等の就学経費のための資金です。

## 4-1 不動産担保型生活資金

高齢者世帯に対し、現在お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費をお貸しするものです。

## 4-2 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

生活保護を要する高齢者世帯に対し、現在お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費をお貸しするものです。

# ▶ 生活福祉資金貸付制度とは

## ● 世帯の自立を支援するための貸付制度です。

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者が属する世帯、65歳以上の高齢者が属する世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした、税金を原資とする公的な貸付制度です。

また、貸付を行うことが世帯にとって有効か、借入れ後の困りごとは生じていないか等、民生委員や市区町村社会福祉協議会による相談から償還が完了するまで、世帯の自立に向けた継続した支援が行われます。

なお、平成27年度から生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に基づく各事業と連携し、効果的、効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図る制度となりました。

### 1 「世帯」に対する貸付制度です。(18ページの生活福祉資金Q&A Q1を参照ください)

世帯を支援することから、世帯員全員の就労・就学・疾病・収入・負債の状況等について、状況を把握させていただくため、本制度を利用することについて、世帯員全員にご了解いただく必要があります。

ただし、資金貸付の「契約」は一部資金を除き、原則として借入れを希望する世帯の生計中心者との締結になります。

### 2 貸付により「経済的自立が図られる」と見込まれることが必要です。

本制度は、貸付により世帯の経済的自立が図られると判断できた場合に限り、貸付が行われます。

世帯にとって貸付は、「新たな借金」となるので、ご相談の時点で、本貸付を含め、負債（借金）の返済が見込めない場合には、経済的自立につながることは判断できないことから、貸付を行うことができません。

### 3 他の貸付制度を優先に利用していただきます。

必要な資金を他から借入れすることが困難な世帯への貸付ですので、他の貸付制度を利用することが可能な場合には、他制度を優先して利用していただきます。(母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構第一種奨学金等)

### 4 実情を詳しく正確にお話しいただくこと、わかる書類を提示していただくことが必要です。

本制度の利用が、世帯にとって必要、かつ適切な支援であるかの判断を行うためには、これまでの世帯の生活の状況や、どういったことが原因で借入れを希望することになったのか、また、借入れした際の具体的な返済見込みなどについて、その実情を詳しく正確に説明いただくことが必要です。

### 5 個人情報の取扱いについて

#### ①個人情報の利用目的

生活福祉資金貸付事業（以下「本事業」と表記）の円滑な実施のため、貸付・償還（返済）の状況について正確に把握し、状況に応じて利用者の自立・生活支援、社会参加のための相談・支援等を適切に行うことを目的として個人情報を取得・利用します。

#### ②個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は、上記の利用目的の範囲内において、本会の事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲内において、関係機関等の第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

# ご利用いただける世帯

1

次の①～④のいずれかに該当する世帯であること  
(資金の種類によって対象世帯が限定されます。) ※1

①低所得世帯	世帯の収入が原則として下記の収入基準を超えない世帯。
②障害者世帯	②-1 身体障害者世帯(身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯) ②-2 知的障害者世帯(療育手帳の交付を受けている者の属する世帯) ②-3 精神障害者世帯(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯) ②-4 現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる者が属する世帯
③高齢者世帯	65歳以上の高齢者が属する世帯で、世帯の収入が下記の収入基準を超えない世帯(8ページの福祉資金は日常生活上、療養又は介護を要する者に限る。)
④生活保護世帯	生活保護を受けている世帯(貸付対象とならない資金があります。) ※2

※1自己資金あるいは他の機関からの融資により、自立更生が期待できると認められる世帯は除きます。

※2生活保護受給世帯に関しては、保護の実施機関が本貸付制度の利用を認めた場合に、申請が可能となります。まずは担当ケースワーカーに相談してください。また、被保護世帯が、日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入する必要がある場合の生活福祉資金の返済は、生活保護の実施機関(福祉事務所)からの代理納付が原則となります。

●【低所得世帯の収入基準】(平均月額)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	加算額
低所得世帯	154,000円	234,000円	318,000円	381,000円	434,000円	35,000円
高齢者世帯	192,000円	293,000円	398,000円	476,000円	542,000円	45,000円

(注1) 6人以上の世帯収入基準は、5人世帯の収入基準額に一人当たりの加算額を加算した額とします。

(注2) 給与所得者の場合、源泉徴収票の支払金額欄を12で除した金額が、基準額以下となる方が対象となります。個人事業者については、収入(売上)から直接経費(仕入・原価)と管理費等を差し引いた、一般的に営業利益をいわれるものが収入となります。

2

## 資金種別に関わらず、共通する要件

- ①日常の生活費には困っていないが、具体的な利用目的のために、まとまった資金を必要としていること。
- ②償還(返済)の見込みが立てられる状況であること。
- ③宮城県内に住民票があり、現在もその場所で生活していること。
- ④借入相談から返済までの間、お住まいの市区町村社会福祉協議会及び地域の民生委員による、継続した相談支援や見守りなどの関わりを受け入れられる世帯であること。

3

## 【外国人の場合】 次の①②両方を満たしている必要があります。

- ①住民基本台帳への登録が行われていること。(住民票原本及び在留カード又は特別永住者証の写しを添付)
- ②現住所に6か月以上居住し、現在の状況(居住用の土地・建物の取得・就労状況等)から、今後も日本国内での生活及び居住が見込める世帯であること。

4

## 次のいずれかに該当する場合には本資金をご利用いただけません。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する、暴力団員が属する世帯
- ②収入がないか、又は少ないために恒常的に生活全般に困窮していると判断せざるを得ない世帯
- ③会社や団体のための借入れ等、世帯の家計以外の用途で借入を希望する場合
- ④返済が滞っている方が属する世帯
- ⑤債務整理中の世帯、又は借入申込者に債務整理の予定がある世帯
- ⑥既に借入れた生活福祉資金に滞納がある世帯

# ▶ ご利用に際して

## 1 借入申込者（貸付決定後は「借受人」という、以下同じ）となる方

- ①あくまでも世帯に対する貸付制度です。福祉資金の借入申込は、一部の資金を除き生計中心者が借入申込を行い、生計中心者個人と契約締結することになります。また、宮城県社会福祉協議会と資金貸付の契約をする方を「借受人」といいます。  
「生計中心者」とは、世帯の中で最も収入が多く、世帯の中心となり生計を支えている方のことです。
- ②資金種類によっては、生計中心者以外の方が「借入申込者（借受人）」となる場合があります。

資金種類	借受人となる方
下記以外の資金	「生計中心者」が借受人となります。
教育支援資金 福祉資金（技能習得費・支度費）	「資金使用者（就学者等）」を借受人とし、「生計中心者」を連帯借受人とします。

## 2 「連帯保証人」について

連帯保証人は、次に挙げるすべての条件を満たす必要があります。

- 「連帯保証人」は借受人と別生計・別世帯であり、市町村民税課税世帯で、課税証明書又は所得証明書等で収入の確認ができ、かつ、借受人に代わって返済する能力があること。
  - 原則として宮城県内に居住していること。
  - 市区町村社会福祉協議会及び担当民生委員において、連帯保証人として確実に債務を負う意思が確認できること。
- （注1）「連帯保証人」は返済終了まで変更はできません。（不動産担保型生活資金を除く）  
（注2）本資金を利用している方は、連帯保証人になることはできません。

資金種類	「連帯保証人」の必要性
福祉資金（一部を除く）・総合支援資金・ 不動産担保型生活資金 <sup>※</sup>	原則返済能力のある1名以上が必要です。 ただし、特段の事情があり、宮城県社会福祉協議会が認めた場合は、有利子で連帯保証人が不要の貸付となります。
教育支援資金	返済能力のある連帯借受人が1名以上いる場合は、原則不要です。 ただし、世帯の収入状況等から宮城県社会福祉協議会により条件として必要と判断する場合があります。
緊急小口資金・ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金	不要です。

※「不動産担保型生活資金」は、推定相続人の中から1名以上を連帯保証人とすることが必要です。

## 3 「連帯借受人」について

- ①借受人と連帯して債務を負担する連帯債務者で、借受人と同等の債務を負います。
- ②連帯借受人が必要な場合
- 教育支援資金又は福祉資金福祉費（技能習得費・支度費）を借入れる場合には、就学・技能習得しようとする者が借受人となり、その世帯の生計中心者が連帯借受人となります。
  - その他、本会が必要と判断した場合は、世帯員の中から1名以上の連帯借受人設定を条件とすることがあります。

## 4 貸付利子・償還（返済）方法・延滞利子について

### ①貸付利子

資金種類	連帯保証人を立てた場合	連帯保証人を立てられない場合
福祉資金・総合支援資金	無利子	年1.5%
教育支援資金・緊急小口資金	無利子	
不動産担保型生活資金・ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金	年利3%または毎年度4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方	

- ②償還(返済)方法(金融機関名後ろ( )の金額は、借受人負担の引落手数料となります。)  
「七十七銀行(5円)」「仙台銀行(5円)」「ゆうちょ銀行(10円)」「農協(15円)」の預貯金口座からの自動引落となります。  
(注1)農協は宮城県内の支店に限ります。  
(注2)残高不足で引落しができなかった場合、後日払込取扱票が送付されます。

③延滞利子

償還(返済)期限内に償還を完了できない場合は、償還期限日の翌日から、未償還の貸付残元金に対し「年3%」の日割りの延滞利子が加算されます。

## 5 ご相談・申込先について

ご相談は、お住まいの地区の民生委員又は市区町村社会福祉協議会窓口で、お申込みは、お住まいの市区町村社会福祉協議会となります。

## 6 その他留意事項

- ①ご相談時に、借入申込者と同居されているご家族や連帯借受人、連帯保証人も面談等させていただくことがあります。
- ②原則として住民票と居住地が同一でない場合は、借入申込ができません。
- ③すでに購入・発注・着工・支払済みの経費は、貸付対象となりません。
- ④審査の結果、貸付不承認又は貸付額の減額等となり、申込みの希望に添えない場合があるほか、追加書類や毎月の報告等を条件として付される場合があります。
- ⑤貸付申込に関する決定内容については、いかなる場合でも異議の申立てや照会はできません。
- ⑥本資料に記載されている事項以外にも、資金種類ごとに条件等がありますので、詳しくは、お住まいの市区町村社会福祉協議会へ確認してください。
- ⑦申請の際に提出された書類は、原則返却しません。
- ⑧借入申請時の同意事項に同意いただけない場合、貸付を行うことはできません。また、同意に反する不法行為が確認された場合は、法的措置を取る場合があります。

## 7 資金の借受後、次の各号に該当する場合は、貸付金のすべて又は一部について、貸付を取り消し一括償還を請求し又は貸付金の送金を停止・中止することがあります。

- ①他の借入金返済への充当等貸付金の用途をみだりに変更し、他に流用したとき
- ②住所・氏名・世帯状況等申請内容について、虚偽の申請、その他不正な手段により貸付を受けたとき
- ③貸付決定となった際の条件が履行されないとき
- ④貸付の目的を達成する見込みがないと認められたとき
- ⑤その他、本貸付の趣旨に反する事実が認められたとき
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が、借受世帯に属しているとき

## 8 申込みに必要な書類(下記の書類のほかに、各資金によって必要書類が定められています。)

- ①記載事項が省略されていない世帯全員分の住民票(発行から3か月以内)
- ②借入申込者の本人確認ができる書類(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等)の写し。ただし、写真付きの本人確認書類は1点で、写真なしの本人確認書類は2点の提出が必要
- ③本会が求める借入申込世帯全員の収入を証明する書類(源泉徴収票・所得証明書、確定申告書・住民税申告書の決算書の写し、直近3か月分の給与明細書又は給与振込が確認できる通帳)の写し
- ④印鑑証明書  
※なお、審査に必要な書類の提出を求めるものであって、貸付を約束するものではありません。

# ▶ 貸付決定後について

## 1 送金について

- ①借用書に必要事項を記入（自署）・押印の上、お住まいの市区町村社会福祉協議会に提出します。
  - ②借用書に記載された住所・氏名の表記及び押印された印影が、添付していただいた印鑑登録証明書と一致している必要がありますので、よくご確認の上提出してください。（不備がある場合は、書き直していただくため、送金が遅れることがありますのでご注意ください。）
  - ③資金受領後、直ちに物品購入や契約で支払ったこと等が確認できる書類を提出してください。
- （注）資金交付前の契約や購入が明らかとなった場合や、借入申込時と異なる物品の購入や契約が明らか場合は、貸付決定の取消等を行い、貸付金の全部、又は一部を一括で返還していただきます。

## 2 継続送金について

- ①教育支援資金・福祉資金福祉費（技能習得に必要な経費）について、複数年度にわたる学費の貸付を行う場合は、毎年3月・9月に分けて送金します。
- ②当該学校に在学していることを在学証明書の提出で確認した上で、継続送金を行います。分割交付中に世帯状況・収入状況・進路状況に変化があった場合は、必ずお住まいの市区町村社会福祉協議会にご連絡ください。
- ③総合支援資金（生活支援費）は、具体的な求職活動を行っていることを確認した上で、継続送金を行います。また、毎月の求職活動自己申告書を、お住まいの市区町村社会福祉協議会へ提出してください。

## 3 届出義務について

- ①借受人・連帯借受人・連帯保証人に以下のような事由が発生した場合は、お住まいの市区町村社会福祉協議会まで速やかに連絡していただくと同時に、それら事由を証明する書類の提出を求めます。
  - 住所・氏名を変更したとき
  - 状況に著しい変化（死亡・破産・生活保護受給）があったとき
  - 他の支援制度による給付・貸付の利用が決定したとき
- ②その他、宮城県社会福祉協議会が必要と判断したとき